

2021年5月7日

興和株式会社  
代表取締役社長 三輪芳弘 殿

適格消費者団体・特定適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西  
理事長 藤井克裕

【連絡先(事務局)】担当：松田  
〒540-0024 大阪市中央区南新町一丁目2番4号  
椿本ビル5階502号室  
TEL 06-6920-2911 / FAX 06-6945-0730  
E-mail : info@kc-s.or.jp  
HP : <http://www.kc-s.or.jp>

#### ご連絡（「申入れ」活動終了通知）

当団体は、消費者からの情報提供を契機として、貴社が提供する「カンゾコーワドリンク」及び「カンゾコーワ粒」（以下「カンゾコーワ」という。）の商品の容器、包材、テレビCM、ウェブサイト上の表示（以下「表示・広告」という。）について調査し、不当景品類及び不当表示防止法上、適法性に疑問を感じる記載があったことから、2019年8月28日付けで「お問い合わせ」を送付し、貴社から、同年9月25日付けで回答を受領しました。その後、同年12月2日付け「再お問い合わせ」、2020年2月28日付け「再々お問い合わせ」を送付し、いずれも期限内に回答を受領しました。

当団体において貴社からの回答を検討した結果、不当景品類及び不当表示防止法上の問題がなお解決されないとの判断に至り、2020年9月3日付け「申入書」により、カンゾコーワには、アルコールを分解する、二日酔いを防止・緩和するといった効果・効能があると不特定かつ多数の一般消費者に誤認される表示を行わないことを申し入れました。

この申入れに対して、貴社は、同年10月1日付けで回答を送付するとともに、11月にカンゾコーワ公式ウェブサイトを変更されました。この変更により、公式サイトそのものでは、当団体が問題を指摘した表示・広告の使用は停止されました。当団体は、貴社の誠実なご対応を評価するとともに、なお、商品ラベル・包装には依然として、「飲み会を科学する」などの表示があることから、12月24日付け

で4度目のお問合せを行い、商品ラベル・包装等に関しても、表示の変更を予定されているかについて、質問しました。

このお問合せに対し、貴社から、2021年1月27日付けで回答を受領しました。この回答において、貴社は、商品ラベル・包装等の表示変更についても検討を進めており、変更時期は、製品の販売状況を見極めて決定する予定であることを表明されました。

以上の経過を踏まえ、当団体は、カンゾコーワの商品ラベル・包装等の表示変更の予定の表明も含め、表示・広告に対する当団体の指摘する点について、貴社が一定の改善に取り組まれたことを鑑み、2021年4月をもって、貴社に対する「申入れ」活動を一旦終了することにしましたので、通知します。

なお、「申入れ」活動は一旦終了しますが、今後も消費者の誤認を招く広告表示があると判断した場合は申入れ活動を再開します。

貴社とのやり取りは以下の通りです。

2019年8月28日付けで貴社に対し「お問い合わせ」を送付

2019年9月25日付けで貴社より回答を受領

2019年12月2日付けで貴社に対し「再お問い合わせ」を送付

2020年1月7日付けで貴社より回答を受領

2020年2月28日付けで貴社に対し「再々お問い合わせ」を送付

2020年3月26日付けで貴社より回答を受領

2020年9月3日付けで貴社に対し「申入書」を送付

2020年10月1日付けで貴社より回答を受領

2020年12月24日付けで貴社に対し「お問合せ（その4）兼回答」を送付

2021年1月27日付けで貴社より回答を受領

以上